

(別紙 1)

あきた芸術劇場 指定管理業務仕様書

目 次

1	公の施設の概要	1
2	基本的な考え方	1
3	管理の基準	2
4	業務内容	3
5	劇場の開館時間及び休館日等	11
6	その他	12

あきた芸術劇場指定管理業務仕様書

あきた芸術劇場の指定管理者が行う業務内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 あきた芸術劇場（以下「劇場」という。）
- (2) 所 在 地 秋田県秋田市千秋明徳町2番52号
- (3) 設置目的等 秋田県（以下「県」という。）及び秋田市（以下「市」という。）が共同で劇場を設置・運営し、文化芸術の振興を図り心豊かな県民・市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。
- (4) 規 模 等
 - ① 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（文化施設）／鉄骨造（附属駐車場）
 - ② 階 数 地下2階・地上5階（文化施設）／地上2階（附属駐車場）
 - ③ 敷地面積 17,401.55㎡
 - ④ 延床面積 22,653.08㎡（文化施設）／2,404.90㎡（附属駐車場）
 - ⑤ 主要施設 別表1「主要施設概要表」を参照

2 基本的な考え方

- (1) 県条例及び市条例、あきた芸術劇場指定管理者募集要項、本仕様書その他関係する法令、規則等を遵守し、適正に運営管理を行うこと。
- (2) 県・市連携文化施設（仮称）運営管理計画（平成31年3月策定）、第4期あきた文化振興ビジョン（令和8年3月県策定）、第2次秋田市文化振興ビジョン（令和4年3月市策定）及び秋田市中心市街地活性化プラン（令和5年3月市策定）を踏まえた、劇場の設置目的にふさわしい事業の実施及び中長期的な目標を視野に入れた適切な運営を行うこと。
- (3) 公の施設として、公共のサービスを提供する立場及び責任を理解し、公平かつ公正な管理運営を行うこと。
- (4) 劇場の利用者（催事等の主催者）及び利用者（来館入場者）を始め、県民及び市民の意見、要望等を反映させるなどにより、業務改善及びサービス向上を図り、利用者が劇場を快適に利用できるように配慮した運営管理を行うこと。
- (5) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効果的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (6) 本県の「文化芸術の創造拠点」となることを理解し、多様で質の高い文化芸術に触れる機会を県民・市民等に提供すること。
- (7) 秋田の文化力を高めるため、文化芸術の専門人材等が育つよう専門性と持続可能性を兼ね備えた運営組織の構築に努めること。

また、公演等誘致や事業企画の経験を有する人材、舞台設備技術者、広報やデザイン

の知識を有する人材等を適切に配置し、安全かつ効果的な施設運営を図ること。

なお、劇場の統括責任者（館長、支配人、またはこれらに準ずる責任者）は、営業活動、企画事業（県市主催事業）及び広報・PR事業等に関する業務を横断的に統括し、各部門を効果的にマネジメントすること。

- （８） ホールだけでなく、諸室、多目的スペース等を含む施設全体を活用し、多様な事業を行うこと。
- （９） 施設の利用促進に当たっては、専任の営業担当を配置の上、積極的な営業活動を行うとともに、戦略的で多様な広報を行うこと。
- （１０） 周辺文化施設や商業施設、関係団体等との連携を積極的に行い、地域のにぎわいを創出するとともに、効果的・効率的な運営を図ること。
- （１１） 施設の稼働率を高めて利用料金収入を確保するほか、事業実施に係る補助金・助成金の獲得、寄附・協賛の募集など外部資金の活用による積極的な財源確保を図ること。
- （１２） 地域経済の循環や地域連携に配慮するとともに、中長期的視点に基づき地域人材の育成に努めること。

３ 管理の基準

（１） 関係法令等の遵守

- ① 維持管理業務の実施に当たっては、関係法令及び最新の建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき、劇場及び設備の安全と長寿命化に配慮した効果的かつ効率的な計画を策定し、実施すること。
- ② 有資格者による点検及び管理が法令で定められているものについては、有資格者がこれを行うこと。
- ③ 電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者及び防火・防災管理者を選任し、秋田県知事及び秋田市長（以下「知事及び市長」という。）に事前に届け出ること。ただし、防火・防災管理者については、職員が資格を保有すること。
- ④ 点検、事故及び故障に関する報告書は、県又は市が求めた際に提出できるように常に管理しておくこと。

（２） 施設設備等の適切な管理

利用者が快適に劇場を利用できるように、劇場設備及び備品について、関係法令等に基づき適切に維持管理すること。

（３） 個人情報の適切な管理

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田県条例第49号）及び秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第32号）その他関係法令等に基づき、適正かつ厳格に個人情報を管理し、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。

なお、指定期間を満了し、若しくは指定を取り消され又は従事者が職務を退いた後においても、本項目については遵守すること。

4 業務内容

(1) 貸館事業に係る利用の許可等

① 利用の許可

県条例及び市条例に規定する利用の許可に当たっては、公の施設であることを踏まえ、劇場利用に関し公平性を確保すること。

なお、利用の許可、制限及び停止並びに利用の許可の取消しは、県条例及び市条例等で定める基準に従って、適切に行うこと。

② 利用受付

ア 利用の許可を得て劇場を利用する者（以下「使用者」という。）に対する利用受付の期間及び方法の規定は、指定管理者が事前に知事及び市長の承認を得て定めること。

イ 利用の予約の受付については、窓口、FAX、メールのほか、ウェブサイト等を利用した施設予約システムを導入し、行うこと。

ウ 公益性の高い大規模な大会で県又は市が利用する場合、県及び市又は指定管理者が文化振興又はにぎわい創出に必要と判断する場合等の優先受付の基準については、知事及び市長の承認を得て定めること。

エ ホールの利用については、受付期間を設定し、利用希望日時の重複については、公平性と透明性に配慮した抽選、協議等の決定手段を定めること。

オ 利用受付の期間等は以下を基本とし、利用者の利便性向上のため変更する場合は、事前に県及び市と協議すること。

1 ホール関係

(1) 公演・展示利用（セミナー、講演会、各種会議含む）

① 「公演・展示利用」においては、「通常予約」として、大ホール（全館利用含む）は利用希望日の13か月前、中ホールは12か月前、小ホールは11か月前から受け付ける。

② 「県民市民に広く文化芸術の鑑賞機会を提供する催事、県又は市の地域活性化に寄与する催事、公益性の高い催事」で次の要件ア～ウのいずれかに該当するものは、特例として、大ホールは利用希望日の24か月前、中ホールは18か月前から「先行予約」を受け付ける。

ア 全国、東北若しくは全県規模の各種大会、又は、地域への経済効果が大きい催事

イ 国や自治体等の支援を受けるため、又は、著名アーティスト等の全国ツアーや来日公演の一環など、早期に日程を決定する必要がある催事

ウ 各種団体の式典や周年記念事業など、その日でなければ開催困難な催事

(2) 練習利用

「練習利用」においては、大・中ホールは利用希望日の3か月前、小ホールは2か月前から受け付ける。

※「練習利用」とは、原則、無観客で客席を利用しない場合とする。

2 ホール以外の諸室関係

研修室1～3、創作室1～5は、利用希望日の2か月前から、練習室1～9は、1か月前から受け付ける。

また、多目的スペース、情報発信スペース、ホワイエ等は、2か月前から受け付ける。

③ 利用者への対応等

- ア 利用者の劇場利用に当たって、事前相談の受付、施設情報の提供、利用方法の提案などを行うこと。
- イ 劇場の安全かつ円滑な利用のために、注意事項の十分な説明、利用方法の指導、助言を行うこと。
- ウ 利用者への備品等の貸出・調整のほか、利用の許可を受けた施設への貸出備品等の搬入及び持込設備等の確認、貸出備品等のセッティングを行うこと。
- エ 大・中ホールの催事本番においては、舞台設備の操作方法の指導、安全な利用の監理及び立会いのための人員として、原則として3名以上を配置すること。
- オ 舞台関係業務に従事する者については、舞台関係設備の操作及び管理の経験を有する者、舞台照明及び舞台音響のプランニングに関する経験を有する者、舞台機構調整技能士1級の資格を有する者をそれぞれ1名以上配置すること（兼任も可）
- カ 利用終了時は原状回復状況の確認及び原状復帰の指導を行うこと。

④ 利用料金の設定

- ア 利用料金は、県条例及び市条例に規定された使用料等を上限に、事前に知事及び市長の承認を得て定めること。
- イ 利用料金は、利用実態に合わせて、備品等の器具利用料金とホール利用料金を組み合わせたセット料金等も設定し、利用者の利便性向上を図ること。

⑤ 利用料金の徴収

利用料金の徴収方法は、指定管理者が定めることとし、利用者の利便性向上及び事務室の安全確保のため、自らの費用において、振込、クレジットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済が可能となる環境を整備すること。

⑥ 利用料金の減免

県条例施行規則に定める減免基準に従い、学校等の利用については、利用料金を減免するものとする。

なお、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができるものとし、その基準は事前に知事及び市長の承認を得て定めること。

（２） 公演等の誘致

- ① 専任の営業担当を配置し、県内外のプロモーター、文化芸術団体等の外部主催者への積極的な営業活動を行う体制を構築するとともに、大規模公演・コンベンション・イベント等の幅広い利用誘致を行い、施設全体の利用拡大を図ること。
- ② 大・中ホールだけではなく、小ホール、諸室、多目的スペース等の潜在的ニーズを分析するとともに、利用提案等を積極的に行い、県民・市民の利用促進を図ること。

（３） 施設及び設備の維持管理

維持管理業務の業務範囲及び基準は次のとおりとする。

なお、各業務の詳細については、別表3「点検回数一覧表」、平面図等を参照し、適切な方法及び回数を設定し、実施すること。

① 建築物保守管理業務

建築基準法その他関係法令に基づき、建築物が正常な機能及び適切な美観を保持し、

利用者が安全で快適に利用できる保守点検を行うこと。

② 建築設備保守管理業務

関係法令に基づき、電気設備、空調設備、給排水設備、昇降機、消防設備等の設備が正常な機能を保持するための保守点検を行うこと。

③ 備品保守管理業務

ピアノ、電気音響機器等の備品は、劇場の運営に支障を来さぬように管理すること。

④ 舞台特殊設備保守管理業務

大ホール、中ホール及び小ホールに設置された舞台機構、舞台音響、舞台映像及び舞台照明の各設備について保守点検を行い、利用者の安全を確保すること。

⑤ 環境衛生管理業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働安全衛生法、水道法、水質汚濁防止法等の関係法令に基づき、水質管理、空気環境測定、害虫駆除、水槽清掃等の環境衛生管理を行うこと。

⑥ 清掃業務

文化施設として美観を保持し、快適な空間を提供できるように日常清掃、定期清掃、特別清掃等を計画して行うこと。

なお、衛生消耗品等は指定管理者が負担することとし、使用する薬剤等は環境及び安全性に配慮すること。

⑦ 廃棄物処理業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物を適切に処理すること。

⑧ 植栽維持管理業務

保存樹を含む劇場敷地内の植栽について、植木の剪定、施肥、除草、冬期における樹種や支柱の有無に応じた冬囲いの設置及び撤去並びに花壇の花植えなどを適宜行い、美観を保持すること。

なお、薬剤や肥料等は、環境及び安全性に配慮すること。

⑨ 除雪業務

降雪があった場合は、駐車場、エントランス周辺の車動線、歩行者動線等の除雪を行うこと。

⑩ 警備業務

劇場内における防災、安全管理のため、巡回警備及び機械警備による保安を行うこと。

ア 巡回警備

開館時間の間、警備員2名程度を配置し、巡回警備を行うこと。

イ 機械警備システムの設置及び保守

指定管理者において機械警備システムを設置すること。

なお、警備方法、センサー等の設置箇所については、指定管理者が定め、知事及び市長の承認を得ること。

⑪ 飲食施設等運営業務

飲食施設（レストラン・カフェ等）については、劇場の来場者が公演など芸術鑑賞や

文化活動の前後に飲食を楽しむことができるよう、劇場との一体的な運営について、事前に県及び市と協議すること。

ア 飲食施設等

営業日及び営業時間は開館時間等を考慮し、利用者の利便性向上に資するよう、指定管理者が定めること。

なお、開演前に短時間で飲食可能な軽食及び楽屋等へのケータリング、弁当の提供等についても実施すること。

イ 自動販売機

飲料自動販売機は、1階ロッカースペース（薄型2台）、大ホールアーティストラウンジ（1台）、大ホールホワイエ自販機スペース（2台）及び中ホール楽屋給湯スペース（1台）に必ず設置すること。

なお、新たに自動販売機を設置する場合は、事前に県及び市と協議すること。

ウ 物品販売等

飲食施設等の運営及び自動販売機の設置以外の物品販売等について、県及び市と協議の上、行うことができる。

⑫ 駐車場管理業務

自動車での来場者の利便性を確保するため、次のとおり駐車場を管理すること。

ア 駐車場の開錠、施錠、売上げの回収、釣銭の準備、その他駐車場の利用における対応を行うこと。

イ 降雪や悪天候時、又は、大規模公演等により多くの来場者が見込まれる場合は、駐車場の出入口等に誘導員を配置し、安全の確保と円滑な駐車を促すこと。

ウ ウェブサイトや各種SNS等を用いた満空情報や周辺駐車場の空き情報の配信などを行うこと。

⑬ 修繕業務

修繕業務については次のとおりとし、修繕又は更新による設備等の所有権は、県及び市に帰属する。

ア 施設及び設備の故障又は劣化（通常の保守点検の過程で生じる部品交換等を含む。）が発生した場合の修繕は、原則として指定管理者が行うこと。

イ 修繕について事案が発生した場合は、その旨及び当該修繕の内容をあらかじめ報告すること。

ウ 指定管理料のうち年間の修繕料として3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払予定額とする。なお、支払実績額と支払予定額の違いが生じた場合は、指定管理者、県及び市は、相手方に精算を申し出ることができるものとする。

（４） 企画事業（県市主催事業）

次の基本方針を踏まえ、県及び市が想定する①～③の事業について企画・実施すること。

なお、企画事業（県市主催事業）は、運営主体が自ら企画して行う「主催事業」と、他団体と共同で実施する「共催事業」を含むものとする。

- ・ 音楽、演劇等の事業ジャンル又は公演、アウトリーチ等の実施に専門性や人脈

を持つ者（芸術監督、プロデューサー等）を配置すること。

- ・ 本県の文化芸術の拠点施設として、秋田の文化芸術の創造、活性化に向けた取組を行うとともに、県民・市民が質の高い文化に触れ、参画する機会の拡充を図ること。
- ・ 周辺文化施設、商業施設、既存イベント等との積極的な連携により、中心市街地のにぎわいを創出し、回遊性のあるまちづくりに寄与すること。
- ・ ホール・諸室・多目的スペース等の施設全体を活用し、実施場所や内容が固定化しないよう配慮すること。
- ・ （５）広報・ＰＲ事業と連動させることにより、効果的な実施を図ること。
- ・ 補助金・助成金の獲得、寄附・協賛の募集など外部資金の活用による積極的な財源確保を図ること。

① 芸術性の高い公演を鑑賞する場や秋田の文化芸術を発信する場の提供

秋田ゆかりの芸術家や民俗芸能の紹介・普及に加え、秋田の文化資源を生かした新たな作品を創造するとともに、高い機能を有するホールを生かした質の高い公演等を鑑賞できる機会を提供し、県民・市民が多様な芸術文化に触れられる取組を行うこと。

また、本県の民俗芸能や文化公演等に関する映像資料の記録、保存及び公開等により、秋田の文化の継承を図ること。

なお、事業例は次のとおりとし、①－１及び①－２は年間合計７事業程度、①－３は通年で実施することを目安とする。

事業例	
①－１ 質の高い公演鑑賞機会の提供	著名アーティスト等によるライブ・コンサート、著名オーケストラ等によるクラシック公演、国内外の著名な演奏家によるリサイタル公演、オペラ・バレエ公演、著名劇団等によるミュージカル・演劇公演、著名な演者による歌舞伎公演 等
①－２ 秋田の文化資源を生かした作品の創造 秋田オリジナル作品の公演	県民・市民参加型ミュージカル、 県民・市民参加型音楽演奏会、 民謡、郷土芸能公演
①－３（通年） 秋田の文化資源の記録・アーカイブ アーカイブ資料の活用	館内で行われた公演等の記録、 民謡・郷土芸能の記録、 デジタルサイネージ等での記録公開

② 県民・市民が元気になる文化芸術活動の実施

県民・市民の広場として、文化芸術を身近に感じることでできるワークショップや講座、アウトリーチ等を実施するとともに、芸術文化団体、地元芸術家や若手アーティスト、県内文化施設の職員等に向けた研修プログラムを提供すること。

なお、事業例は次のとおりとし、年間８事業程度を目安とする。

事業例	
②－１ 文化芸術を身近に感じ、触れる機会の拡大	県民・市民対象アウトリーチ、ワークショップ、鑑賞講座、楽器クリニック
②－２ 文化施設等職員に向けた県内文化施設と連携した研修 文化芸術の担い手人材の技術、知識向上プログラム	施設マネジメント研修、運営・企画講座、舞台技術講座、若手表現者・アーティスト育成ワークショップ
②－３ 地域の人が集い楽しむロビー、ホワイエ公演	ロビーコンサート、ホワイエコンサート
②－４ 県民・市民が劇場を身近に感じる企画・イベント	バックステージツアー、公募参加型による公演取材・レポート体験
②－５ 県民・市民の運営参加に向けたボランティア育成	レセプションист講座、鑑賞支援ボランティア育成

③ 周辺施設等と連携したにぎわい創出のための事業の展開

中心市街地の活性化に資する施設として、周辺文化施設等との連携による芸術文化ゾーンの活性化はもとより、周辺商業施設等との回遊性も意識した事業展開を図るなど、にぎわい創出に向けた取組を進めること。

なお、事業例は次のとおりとし、年間６事業を目安とする。

事業例	
③－１ 周辺施設等と連携したイベント	まちなかイベントの実施、既存イベントへの参画、美術館等の企画展と連動した公演 等
③－２ 文化施設、商業施設、宿泊施設等との連携企画	公演チケットと美術館等入場券のセット販売企画、公演チケット提示による周辺飲食店の割引サービス 等

（５） 広報・ＰＲ事業

広報・ＰＲ業務に専門性を有している者を配置し、県民・市民ニーズを分析の上、多様な媒体を活用した広報を行うこと。

また、周辺施設や報道機関等と連携し、施設の利用促進及び劇場ファンの獲得に向けて、効果的な取組を行うこと。

① 利用案内、パンフレット等の作成

施設情報を掲載したパンフレット、利用案内、料金表等を作成し、変更がある時は更新すること。

② 多様な情報発信

施設の利用促進及び企画事業（県市主催事業）の周知等のため、運営主体で管理するウェブサイト、各種SNS、動画配信サイトなど多様な媒体を活用し、積極的な情報発信を行うこと。

なお、ウェブサイトの整備においては、ウェブアクセシビリティの日本工業規格（JIS X 8341-3:2016）に配慮すること。

③ 広報媒体の活用

事業の広域的な周知に向けて、外部の広報媒体（テレビ、新聞、雑誌、インターネットメディア等）を積極的に活用すること。また、各媒体の特性に応じた効果的なパブリシティ活動を展開し、劇場の認知度向上とセールス強化を図ること。

④ 周辺施設等との連携

中心市街地の回遊性向上や劇場ファンの獲得のため、（４）③の事業と連携して広報企画を展開する等、周辺文化施設や商業施設等との連携を積極的に行うこと。

⑤ 会員組織の構築

多くの県民・市民に親しみやすい劇場となるよう会員組織を構築すること。

なお、会員組織における会費、特典、情報提供の手段等については、県及び市と協議すること。

特典については、中心市街地の回遊性の向上のため、周辺文化施設や商業施設等、関係団体と連携した企画を検討すること。

⑥ 入場券販売等の業務

ア 施設の利用率向上につなげるため、貸館事業及び企画事業（県市主催事業）にかかわらず積極的な販売促進を図ること。

イ 劇場で実施する企画事業（県市主催事業）の入場券は、秋田市以外においても購入できるようにすること。

ウ 劇場における入場券販売は、企画事業（県市主催事業）に限らず、可能な限り他施設の事業等の受託販売も行うこと。

（６） その他運営管理業務

① 業務計画書

指定管理者は毎年度２月末までに、翌年度に係る次の内容を記載した業務計画書を作成して提出すること。

ア 年度目標（施設利用率目標、来館者数目標など）

イ 運営組織体制

ウ 企画事業（県市主催事業）計画

エ 維持管理計画（点検等の予定）

オ 運営管理に要する経費の総額及び内訳（収支予算書）

カ その他県及び市が必要とする書類

② 月例報告書

指定管理者は毎月、翌月20日までに次の内容を記載した月例報告書を作成して提出すること。

- ア 利用状況に関する事項
- イ 利用料金収入の実績
- ウ 企画事業（県市主催事業）実施報告書
- エ その他県及び市が必要とする書類

③ 事業報告書

指定管理者は毎年度終了後、県及び市が指定する期日までに、次の内容を記載した事業報告書を提出すること。

- ア 利用状況に関する事項
- イ 利用料金収入の実績
- ウ 企画事業（県市主催事業）実施報告書
- エ その他業務に関する報告書（飲食施設等、広告事業等）
- オ 運営管理に要した経費の総額及び内訳（収支決算書）
- カ 利用者アンケート調査結果と自己評価
- キ その他県及び市が必要とする書類

④ 物品の維持管理

県及び市が別途契約する無償貸付物品について、秋田県財務規則（昭和39年2月25日秋田県規則第4号）、秋田市財務規則（平成9年2月23日秋田市規則第37号）及び関係法令に基づき適切に管理すること。

⑤ 公衆無線LAN

指定管理者は、県及び市が整備する来館者用公衆無線LAN設備を運用すること。ただし、回線使用料等の運用経費は指定管理者が負担すること。

⑥ モニタリング及び評価

モニタリング及びその評価は次のとおり行うこと。

- ア 指定管理者は、毎年度の業務計画書において、劇場の利用目標を設定する。ただし、示すべき利用目標については、指定管理開始までに県及び市と協議して定める。
- イ 利用者の満足度や意見、要望等を知るためのアンケートを実施し、事業報告書において結果報告及びこれに基づく自己評価（一次評価）を行う。ただし、利用者アンケートの調査項目、自己評価項目については、指定管理開始までに県及び市と協議して定める。
- ウ 県は、月例報告書その他参考になる資料を基に、定期モニタリングを毎月実施し、必要に応じて指定管理者へのヒアリング及び実地調査を行う。
- エ 県及び市は、事業報告書の内容に基づき、必要に応じてヒアリング及び実地調査を実施し、業務実施状況を確認して評価（二次評価）を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表する。

⑦ 研修及び教育の実施

職員に対して次の研修及び教育を行うこと。

- ア 劇場で取り組む業務に習熟するための研修及び教育

- イ 文化芸術、文化施設、舞台技術等の最新知識・情報を取得するための研修
- ウ ホスピタリティ、ビジネスマナー等の技能を習得するための研修及び教育
- エ 障害者等への案内を円滑に行うための研修、資格取得及び教育
- オ A E D（自動体外式除細動器）を用いた救命講習及び様々な災害や事故等を想定した避難訓練
- カ その他運営管理に必要な職員の研修及び教育

⑧ 次期指定管理者への引継ぎ

指定管理期間終了時においては、期間終了の3か月前から引継ぎができる体制をとり次の業務を行うこと。

- ア 劇場の運営管理に必要な資料及びデータの提供
- イ 県・市、芸術文化団体、会員組織、その他の関係団体との引継ぎ
- ウ 指定管理終了時までに利用料金の前受金を引渡し
- エ その他次期指定管理者の円滑な運営に必要な引継ぎ

⑨ その他の業務

ア 公立文化施設協議会

公立文化施設に関する共通問題の研究、情報の収集や他の文化施設との連携を図るため、全国公立文化施設協会及び秋田県公立文化施設協議会に加入すること。

イ 保険加入

指定管理者は、自らの責めに帰すべき事由による損害又は、指定管理者の責めに帰すことのできない事由による公演中止での損害に対応できるよう、適切な保険に加入すること。

なお、県及び市は、建物、工作物等に対して公益財団法人都道府県センター又は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険に加入する。

ウ インボイス制度への対応

指定管理者は、あらかじめ適格請求書発行事業者としての登録を受け、施設を利用する事業者から適格請求書等の発行を求められた場合は、直ちにこれを発行すること。

エ 連絡調整会議

県及び市が運営状況を把握し、指定管理者と連携、協力するための会議を定期的に行うこと。

オ 危機管理

自然災害、人為災害、事故等緊急事態に対応するために、対応マニュアルを整備し、必要な訓練及び教育を実施するなどの危機管理体制を構築すること。

カ 調査協力

県、市、関係団体等からの調査依頼への協力、資料作成

5 劇場の開館時間及び休館日等

（１） 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、原則として次のとおりとし、指定管理者が運営管理計画等に

基づき、事前に知事及び市長の承認を得て定めること。ただし、催事の特殊性、公益性を踏まえて、開館時間及び休館日の変更についても柔軟に対応すること。

① 開館時間

劇場の開館時間は午前9時から午後10時までとし、練習室等の諸室にあつては午前9時から午後11時までとし、附属駐車場にあつてはそれらを基準に定めること。ただし、特に必要があると認めるときは、事前に知事及び市長の許可を得て、変更できるものとする。

② 休館日

ア 休館日

休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとするが、催事の関係等で休館日に開館する必要が生じたときは、あらかじめ知事及び市長の承認を得て臨時に開館できるものとする。なお、ホール部分は毎週火曜日（休日の場合はその日後）を休館日とすることとし、保守点検日等に充てること。

イ 臨時休館日

指定管理者は、事前に知事及び市長の承認を得て臨時に休館日又は開館日进行けることができる。ただし、保守点検等で臨時に全館休館する場合は、緊急の場合を除き、利用状況を配慮した上で、事前に周知し、利用者の混乱を避けること。

(2) 受付窓口等

ア 受付窓口（管理事務室内）

1階管理事務室の受付窓口においては、利用者相談・対応、入場券販売等を行うこととし、受付時間は、開館時間を基準に定めること。

なお、受付時間については、事前に知事及び市長の承認を得て定めること。

イ 総合案内（エントランスロビー）

来館者案内等のため、原則として総合案内に職員を1名配置すること。

なお、配置時間等は、催事等の開催時間や来館者の利便性に配慮し、柔軟に対応すること。

6 その他

(1) 施設運営管理に係る業務の一部については、再委託することができる。ただし、再委託に当たっては、事前に知事及び市長の承認を得ること。

(2) 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、県及び市、指定管理者が協議して決定するものとする。